

架け橋



大震災被災地の復興状況 原発事故への消防活動を視察研修

H26.10.15~16

天草広域連合議会では、岩手県三陸地域の東日本大震災被災地の復興状況、ならびに福島第一原発事故に対する相馬地方広域消防本部の消防活動について視察研修を実施しました。

【詳細は6ページ】

主な内容

- 119番通報について…………… 2
- 火災予防条例が改正されました…………… 3
- 火の取扱いに注意しましょう…………… 4
- 清掃センター社会科見学…………… 5
- 東日本大震災からの復興…………… 6

2014.12

第28号



119番通報は落ち着いて ゆっくり、はっきりと

安心・安全のまちづくりを目指し、最新鋭のコンピューターシステムを搭載した高機能消防指令システムを設置。災害現場到着の時間短縮などを強化しています。

119番通報の4つのポイント

火災か救急か

「火事です。」または「救急です。」とはっきりと言う。

場所

住所（場所）は正確に詳しく言う。（番地・世帯主など）

※目標になる建物・交差点・公園などがあれば伝える。

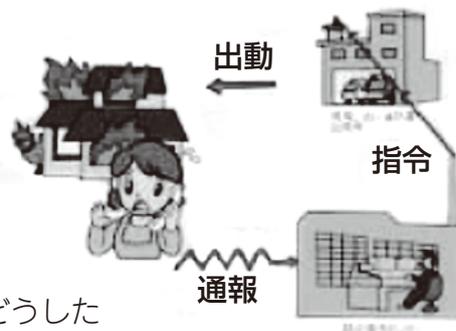
「〇〇町〇〇×××番地△△△の近くです。」

火災・事故の状況

「〇階建ての建物の△階が火事です。」など、何が（誰が）どうしたかを正確に分かりやすく伝える。

通報者の氏名連絡先

「私は〇〇といいます。住所は〇〇町〇〇。電話番号は、△△-□□□□（0△0-□□□□-××××）です。」と、名前を明らかにする。



「あわてず、落ち着いて消防職員の質問に答えてください!」

お急ぎになる気持ちは分かりますが、出動に必要なのは的確な情報です。慌ててしまい、住所も言わずに「早く来てください!」とだけ叫んで電話を切ってしまう方がいらっしゃいますが、場所が分からないことには消防車も救急車も出動できません。

火事か救急か分かった時点で出動準備をしていますので、できるだけ落ち着いて話してください。落ち着いて消防職員の質問に答えることが大切な生命・財産を守ることに繋がります。

駆け込み通報装置（非常電話機）

署および分署に署員が不在の時でも、直接消防本部の指令センターに通報できる駆け込み通報装置を玄関付近に設置しています。受話器をあげることで、指令センターへ通報することができます。





火災予防条例が 改正されました



屋外での大規模な催しの防火管理

平成25年8月に京都府福知山市で発生した花火大会の火災事故の教訓を踏まえ、屋外での大規模な催しの防火管理に関して、必要な事項を定めました。

屋外での大規模な催しの指定 (条例第42条の2関係)

消防署長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件(*)に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定することとなります。



※消防長が定める要件とは

右の2つの要件のいずれにも該当するものとします。

- ア 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として、開催する催しであること。
- イ 主催する者が出店を認める露店等の数が100店を超える規模の催しとして計画されている催しであること。

■お問い合わせ先：消防本部予防課 ☎0969-22-3305

防火担当者の選任、火災予防業務計画の作成等 (条例第42条の3関係)

「指定催し」を主催する方には、以下の2点を義務付けることとなります。

1. 当該「指定催し」において、防火・火災予防の統括的管理を行うための防火担当者を選任し、また、当該防火担当者に対して、火災予防上必要な業務に関する計画（以下「火災予防業務計画」といいます）を作成させ、当該火災予防業務計画に従って必要な業務を行わせること。
2. 当該「指定催し」を開催する日の14日前までに、上記1.の火災予防業務計画を所轄消防署に提出すること。

罰 則 (条例第49条、第50条関係)

「指定催し」の主催者が、火災予防業務計画を所轄消防署に提出しなかった場合は、主催者に対し、罰金が科せられます。



※これより小規模のもので火気を使用する催しの場合は、露店の届出と消火器の準備が必要です。

空気が乾燥するこれからの季節は、火災が起こりやすくなります。

火の取扱いに注意しましょう

◆連日、空気が乾燥しています…

これからの時季は空気が乾燥し、風も強く一度火災が発生すると大火災になるおそれがあります。皆さん、火の元には十分注意してください。



住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣



- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策



- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、地域の協力体制をつくる。



住宅用火災警報器を設置しましょう!

火災で亡くなる方の多くは逃げ遅れです。逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器を設置しましょう。また、住宅用火災警報器は電池が切れていたり、故障していたりすると、いざという時に効果を発揮しません。定期的に作動確認をしましょう。



清掃センターからのお願い

持ち込み車両の渋滞状況

例年、年末・年始にかけて車両の渋滞が発生しています。早めの清掃センターへの持ち込みをお願いします。

ごみの減量化・資源化の推進を行うためにも、分別して、各地区のステーションに出してください。



資源物の中に燃やせないごみ・食品くずなどが混入されていますので、分別して出してください。

清掃センター 社会科見学

天草管内小学校（4年生）の社会科授業の一環として、清掃センターの見学が実施されています。

【天草市立天草小学校4年生21名・先生3名】



施設での処理の方法について説明を熱心に聞いている小学生



施設での処理や資源物の種類について勉強している小学生

- ◎ ごみの種類・清掃センターでの処理の方法・分別された資源物の品質と資源物の処理の流れなど、子どもたちの目線で家庭から出るごみの処理方法について熱心に聞いていました。
- ◎ 施設見学を行った子どもたちの関心は、大きなクレーンでごみを均一に混ぜること、分別を行い、ごみの減量化を図ること、清掃センターの仕事が大変なことやごみの分別についてなど、いろんな質問がされていました。
- ◎ ごみのリサイクルの方法については、特に関心があり、ごみがどのように再商品化（再生された原料）されるか、そのためにどのような処理を行っているのかなど興味を持たれていました。

清掃センターに持ち込まれた資源物(廃プラスチック類)は 公益社団法人日本容器包装リサイクル協会の品質検査が行われます。



平成26年度は再調査の対象となっています。もし、清掃センターに持ち込まれた資源物が正しく分別されていないと、容器包装リサイクルとして処理できなくなります。

各市町のルールを守り、きちんと分別して出されるようお願いします。

廃プラスチックはレジ袋などに入れたままではなく、袋から中身を出し、分別し出してください。

東日本大震災からの復興

急ピッチで進む復興工事と被災住民の思い

岩手県三陸地域では、震災がれきの処理を終え、大規模な公共投資により幹線道路などの復興事業が急ピッチで進められていますが、地盤沈下した土地の嵩上げに向けた大量の山土が仮置きされており、復興に携わる人材や資材が追いついていない状況です。

また、被災住民の復興計画への思いは一つではなく、合意形成などが難航して事業は大幅に遅れている状況でした。大震災から3年半以上経っても、復興の基礎となる嵩上げも進まないことから、仮設住宅の被災住民の中には地域外へ転出する人が増えており、このままでは、将来の復興の担い手となる若者が残るのが不安視されています。



嵩上げ工事現場の巨大ベルトコンベア
(岩手県陸前高田市)

即座に正確な情報の伝達が最重要

相馬市、南相馬市など4市町村で構成する相馬地方広域消防本部で、福島第一原発事故に対応した消防活動について研修しました。管内の人的被害は、ほとんどが津波（波高13.5m）によるものでしたが、福島第一原発事故の発生により20km圏が警戒区域に指定されたため、圏内住民約15,000人が避難し、また、その後の当消防本部の捜索活動は800件、活動人員は延べ3,333人に及んでいます。



佐藤消防次長との質疑応答
(福島県相馬地方広域消防本部)

現在、被災地域で除染作業が続けられており、管内の飯舘村などには、毎日約18,000人の作業員が通っていますが、居住制限のため夜間は全くの無人となります。消防署員は、線量計のチェック等により、毎時0.23マイクロシーベルトの線量基準を常時意識しており、居住制限区域の飯舘分署の勤務者は、1年間を限度に配属される状況です。

また、事故発生時に住民が思い思いに避難すると收拾がつかずパニックになるため、地元市町村から正確な情報を即座に住民に伝達することが最も重要であることが分かりました。

天草地域の南端は、再稼働の準備が進む川内原子力発電所から約40kmで、飯舘村と福島原発の間と同程度の距離です。万が一を想定して、事故発生時に即時に情報開示できる情報管理体制の構築を国および九州電力㈱に求め、その情報を地域住民に即座に情報伝達する方法や事前に警戒、避難体制を構築する必要があると思われます。

お知らせ

平成27・28年度『物品購入等・役務』の指名競争入札
(見積り)参加資格者の申込を受け付けます

受付期間：平成27年2月2日(月)～2月27日(金)まで
有効期間：平成27年4月1日～平成29年3月31日まで(2年間)
申込方法：総務企画課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、財務監理係へ郵送または持参してください。
(申請書はホームページからも取得できます)

※詳細については、左記にお尋ねください。



天草広域連合

〒863-0001
熊本県天草市本渡町広瀬1687番地2
電話：0969-24-3188
FAX：0969-24-2726
HP <http://amakusa-kouikirengo.or.jp/>